

別紙 2

配管工事の設計及び施工基準

岐阜市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて行う浄化槽の設置工事に伴う配管工事の設計及び施工基準を、次のように定める。

第 1 設計基準

1 設計の原則

- (1) 設計は、排水設備の設置状況及び構造を明瞭に表示すること。
- (2) 設計は、排水設備が経済的であるとともに、堅固で耐久性を有する構造であり、維持管理が容易であること。
- (3) 設計は、排水と雨水を分離して排除する構造とするため、排水管は雨水管と明確に区分できること。
- (4) 設計は、浄化槽の機能を妨げ又は浄化槽を損傷することのないよう必要な考慮をすること。

2 設計の範囲

排水設備の設計の範囲は、排水入口から道路側溝又は水路等の浄化槽排水を排除する放流先までとする。

3 設計図の作成

- (1) 平面図は、縮尺 200 分の 1 を標準とし、次の事項を表示すること。
 - ア 方位（原則として図面の上方を北とする。）
 - イ 土地の境界、隣接する道路及び民地並びに隣接する土地
 - ウ 建物の大きさ、間取り
 - エ 道路の種類、幅員
 - オ 排水管の埋設位置、管径及び管種
 - カ 既設排水設備
 - キ 新設排水設備
 - ク その他工事に必要な事項なお、平面図のみでは分からない場合は、その部分を拡大して作図すること。
- (2) 表示記号は、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が定める排水設備工事施工基準 3. 3. 2 に規定する表示記号を用いること。

第 2 施工基準

1 工事業者

排水設備の設計及び工事は、岐阜市下水道条例第 13 条第 3 項に規定する岐阜市下水道排水設備指定工事店の指定を受けた者が施工すること。

2 排水管

- (1) 生活排水がすべて接続され、雨水や工場排水等が流入していないこと。
- (2) 放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれがないこと。
- (3) 管の露出等による変形や破損がないこと。
- (4) 原則、各器具からの排水管は、個別に屋外に出すこと。
- (5) 水密性を保持できるよう管の接合をすること。
- (6) 管径及び勾配は、排水を円滑にかつ速やかに流下するよう定めることとし、勾配は管径の 100 分の 1 以上とすること。
- (7) 屋外（足）洗い場の排水は接続しないこと。
- (8) くみ取り便所及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合、新設する排水設備及び排水管が既設のものと区別がつくように、設計図に示すこと。なお、既設の排水管を使用するときは、老朽化による破損等がないことを確認すること。

3 升

- (1) 45 度以上の屈曲点、落差のある所に設置すること。
- (2) 2 系統以上の排水の合流点に設置すること。
- (3) 排水管の内径又は勾配、管種が異なる箇所に設けること。
- (4) 直線部においては、管径の 120 倍以下の間隔の範囲に設けること。
- (5) 浄化槽の直前及び直後に設置すること。
- (6) 各排水が屋外に出た所に内径又は内径のり、15cm 以上の円形又は角型のものを設置すること。
- (7) 流入側はすべてインバートますとし、密閉できる蓋とすること。
- (8) 升の上端が地面より少し高くなっていること。
- (9) くみ取り便所及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合、新設の升は既設のものと区別がつくように設計図に設置場所を示すこと。

4 トラップ

排水の流入口には、すべてトラップを設置すること。ただし、二重トラップとしないこと。

5 通気管

排水の流れを円滑にするため、通気管は必ず設置すること。

- (1) 通気管はすべて立て管にむかって上り勾配とすること。
- (2) 開口部は必ず屋外にあって、管から出るガスが屋内に侵入するおそれがないこと。